



異物検査について

当センターでは、調理中、配膳中、喫食中等に発見された異物について、市町教育委員会、学校、共同調理場等からの依頼を受けて、異物検査を実施しています。



今回は、異物発見から検査の依頼方法、その際の注意点についてお知らせしますので、参考にさせていただきますようお願いいたします。

1 異物の取り扱い

異物はできるだけ直接手で触れず、発見時の状態を保つよう扱ってください。水分を含んでいる異物はラップ等に包み乾燥を防ぎ、冷蔵庫に保管し腐敗を防止してください。

2 発見時の状況確認

いつ、どこで、誰が、どのような状況で発見したのかを確認してください。

- ・配膳中の場合→パン、米飯、副食(献立名)に混入していたか、上に付着していたか。
- ・喫食中の場合→パン、米飯、副食(献立名)を口の中に入れる前か、入れた後か。

3 検査の依頼

- ①電話で、異物の状態や発見時の状況についてお知らせください。
- ②当センターホームページ(<http://www.hyogo-kyusyoku.jp/>)の「各種様式集」より、異物検査依頼書をダウンロードし、必要事項を記入後、センター宛にFAXしてください。
- ③引取り指定日に、異物と検査依頼書原本を配送便の担当者にお渡しください。配送便がない場合は郵送してください。
- ④受付後、およそ2週間後に検査結果(下記項目)を郵送いたします。(ただし、受付件数や検査の難易度により前後します。)

<項目>

1 毛髪(人毛、獣毛)	6 植物由来物(紙、木片)	11 鉱物・粘土
2 虫(昆虫、寄生虫)	7 原材料由来物(軟骨、筋)	12 ガラス
3 骨・貝殻	8 金属類	13 炭化物(コゲ)
4 天然繊維	9 合成繊維・樹脂類	14 食品成分(澱粉、蛋白質、脂質)
5 カビ類	10 ゴム類	15 その他

<注意点>

- ・配送便での受け渡しを希望される場合、希望日の前日午後3時までにご連絡願います。
- ・異物は、セロテープで貼ったりティッシュペーパーで包んだりせず、ビニール袋(できればジッパー付き)に入れりラップに包んで届けてください。



4 留意事項

当センターでは、依頼検査の増加に伴い、迅速な検査の実施が難しい状況となっております。そのため、納入された食材そのものに対する異物や洗浄不足による食器の付着物等はお断りする場合がありますので、予めご了承をお願いします。

<公益財団法人兵庫県体育協会 兵庫県学校給食・食育支援センター>